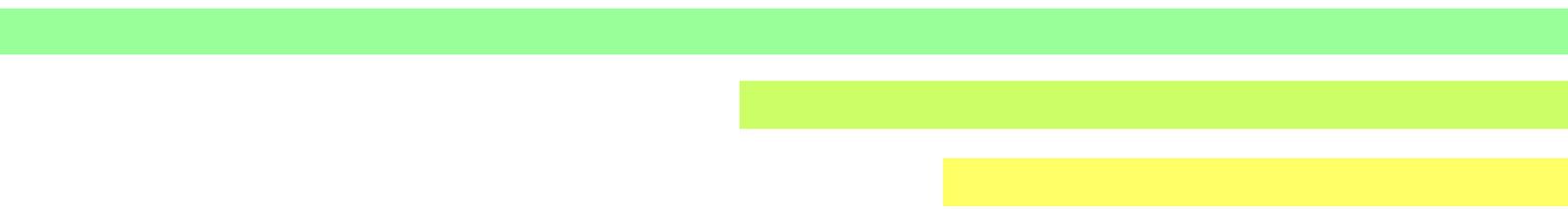


## 第2章 人権施策の基本的な考え方

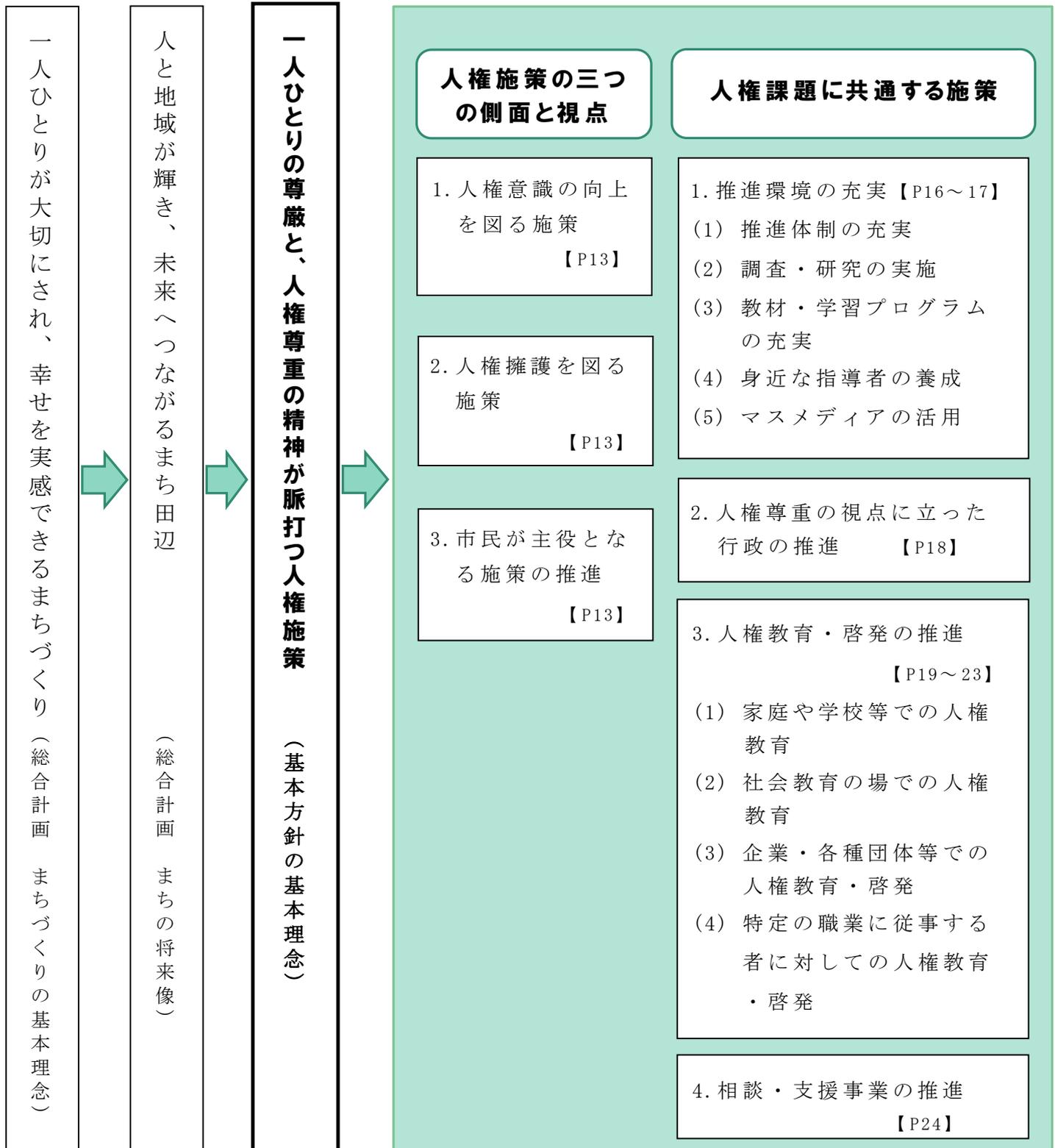


1. 基本方針の体系図
2. 基本方針の基本理念
3. 人権施策の三つの側面と視点

## 第2章 人権施策の基本的な考え方

### 1. 基本方針の体系図

基本理念に基づき、以下の体系にしたがって、具体的な施策を展開します。



### 分野別の人権課題に対する施策の推進

1 同和問題（部落差別）	【P27】	11 災害と人権	【P61】
2 女性の人権	【P31】	12 環境と人権	【P64】
3 子どもの人権	【P34】	13 性的少数者（セクシュアルマイノリティ） の人権	【P66】
4 高齢者の人権	【P39】	14 労働者の人権	【P68】
5 障害のある人の人権	【P43】	15 自殺・自死遺族	【P69】
6 外国人の人権	【P48】	16 生活困窮者の人権 ホームレスの人権	【P70】
7 感染症・難病の人の人権	【P51】	17 人身取引（トラフィッキング）	【P71】
8 犯罪被害者等の人権	【P54】	18 アイヌの人々の人権	【P72】
9 刑を終えて出所した人の人権	【P56】	19 北朝鮮当局による人権侵害問題	【P73】
10 情報と人権	【P58】		

### 人権施策の総合的な推進体制

1. 推進体制づくり 【P76】
  - (1) 市の推進体制
  - (2) 国・県・関係団体等との連携
2. 人権施策の推進管理 【P76】

## 2. 基本方針の基本理念

### 基本理念

#### 「一人ひとりの尊厳と、人権尊重の精神が脈打つ人権施策」

本市では、田辺市民憲章の5本の柱の一つに

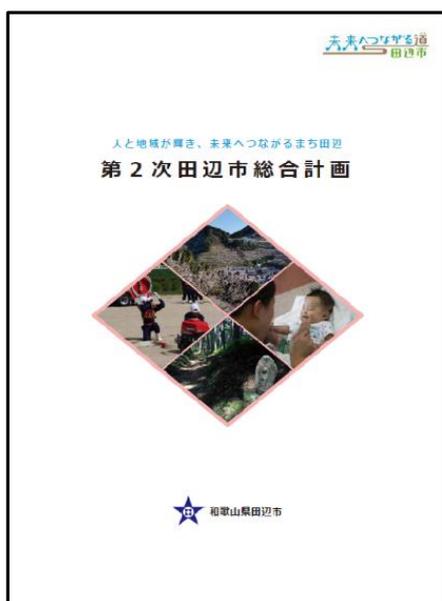
「人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります」と謳い、市民が力を合わせて、人権が尊重されるまちを築くことを宣言しました。

また、第2次田辺市総合計画では

「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を基本理念とし、人と人との、互いに尊重し、助け合う関係を大切にしながら、まちづくりを進めています。

「田辺市人権施策基本方針」では

「一人ひとりの尊厳と、人権尊重の精神が脈打つ人権施策」を基本理念とし、一人ひとりの尊厳が守られ、日常生活の中に人権尊重の精神が脈打つよう、人権施策を進めています。この基本理念は、今後も継承することとします。



2017（平成29）年7月策定



2007（平成19）年3月策定

### 3. 人権施策の三つの側面と視点

人権施策の基本理念「一人ひとりの尊厳と、人権尊重の精神が脈打つ人権施策」に基づいて、次の三つの側面と視点を掲げます。

#### (1) 人権意識の向上を図る施策

- 「法の下での平等」や「基本的人権の尊重」など、人権全般の普遍的な視点と、分野別の人権課題に即した視点の両方からの理解を深めること。
- 日常生活のあらゆる場面に人権感覚があふれるような状態となるよう人権教育・啓発を推進すること。
- 人権教育は、発達段階に応じた継続性のあるものにしていくこと。
- 人権教育・啓発は、単に知識として理解するだけでなく、私たちの生活や社会通念、意識、慣行等の中に潜む人権問題に、直観的に気づくような豊かな人権感覚を育むようにすること。
- 人権問題は「ひとつごと」ではなく、私たち自らの問題であることに理解を得ること。
- 人権教育・啓発に取り組む人材の養成を図ること。

#### (2) 人権擁護を図る施策

すべての窓口は、市民にとって最も身近な人権相談窓口にもなるという認識を基に、事例を集積し、連携を図り、迅速かつ的確に対応できるように努めるとともに、業務が適切に行われているか、その把握に努めること。

また、窓口担当者は、常に相手の立場に立って、職務を遂行するとともに、人権意識の高揚に努めること。

#### (3) 市民が主役となる施策の推進

市民一人ひとりが、人権を身近に感じ、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を念頭に置き、自主的、主体的に「考え」「学び」「行動する」ことができるよう人権教育・啓発の推進を図ること。

## 第2章 人権施策の基本的な考え方